

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年2月10日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500353号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2500021号

第1 結論

昭和63年4月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで

私は昭和60年4月から平成2年3月まで、大学生であり、在学中の住民票はA市から異動させず、B市内で下宿をしていた。在学中、住民票上は母親と同居しており、父親はA市内に住んでいたが、母親とは別居していた。大学卒業後は、父親の経営する会社に勤務した。

請求期間から私が平成7年8月に他の会社に就職するまで、請求期間のみならず、父親が私の国民年金及び厚生年金保険の加入手続を全て行ってくれた。請求期間の保険料についても、その他の国民年金及び厚生年金保険被保険者期間と同じく父親が納付してくれていたと思う。請求期間を含め国民年金について、父親から亡くなる前に話を聞いたことも、話したこともないので、国民年金の加入手続及び保険料の納付については分からない。

令和7年に届いた青い封筒の「ねんきん定期便」には、国民年金に係る被保険者記録は記載されていなかったため、同封されていた年金加入記録回答票を送り、同年*月に基礎年金番号に国民年金被保険者記録が統合された。統合された国民年金の被保険者記録を確認したところ、請求期間のみが未納とされているが、父親が私の将来のことを考え、学生任意加入の手続をしたにもかかわらず、保険料を納付していないことは考え難いので、請求期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された年金手帳によると、請求者が初めて厚生年金保険の被保険者となった日は平成2年4月6日、また、初めて国民年金の被保険者となった日については、当初、平成2年6月21日となっていたが、その後、昭和63年4月1日に訂正されていることが確認できる。国民年金の記録については、当初、平成2年6月21日から平成3年4月1日までの期間、平成3年10月4日から同年10月20日までの期間及び平成3年10月21日から平成7年8月2

日までの期間の被保険者記録が記載されていたが、当該3期間の記録は、昭和63年4月1日から平成2年4月6日までの期間、平成2年6月21日から平成3年4月1日までの期間及び平成3年10月4日から平成7年8月2日までの期間の被保険者記録に訂正され、訂正後の資格取得日及び資格喪失日にはそれぞれA市の印が押されていることが確認できる。

あわせて、オンライン記録によると、平成2年6月21日の資格取得に係る事務処理は平成2年9月3日、平成3年4月1日資格喪失に係る事務処理は平成3年5月23日に行われていることが確認できる。その後、平成3年10月21日の再取得に係る事務処理を平成3年11月28日に行っているが、平成7年10月2日に当該再取得日を平成3年10月21日から平成3年10月4日に変更し、同日に請求期間の追加及び平成7年8月2日の資格喪失の事務処理を行っていることが確認できる。

- 2 日本年金機構は、上述の請求者の年金手帳及びオンライン記録から、i) 請求者の国民年金手帳記号番号「*」については、平成2年6月21日を国民年金の資格取得日として平成2年9月3日に事務処理されていることが確認できることから、この頃に初めて払い出されたものと推認できる。ii) 平成7年8月2日付けの厚生年金保険の加入による国民年金の資格喪失申出の際に、請求期間の記録が強制加入被保険者として追加する事務処理が平成7年10月2日に行われていることが確認できる。iii) 上述の国民年金の資格喪失申出を行った平成7年当時は、学生も強制加入とされていることからA市の窓口担当者が任意加入期間については意識せずに、請求期間の記録を追加した可能性が高いものと考えられる旨回答している。
- 3 請求者は、父親からは請求期間を含め国民年金について話を聞いたことも、話したこともない旨陳述しており、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る加入手続時期及び保険料納付に関する具体的な状況は不明である。
- 4 請求者の戸籍の附票によると、請求者は出生から現在まで市内転居はあるもののA市に住所を定めていることが確認できる。請求期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付は住所地の市区町村で行うこととされていたことから、同市で父親が当該期間の保険料を納付することは可能であった。同市は、請求者の国民年金被保険者記録については「被保険者基本照会」を提出し、それ以外の資料は保管しておらず、当該「被保険者基本照会」によると、請求者の資格取得については確認できるものの、変更、削除等については、履歴が残らず、現在までにシステム変更を2回しているため届出日については、当初に届出されたものか不明である旨回答していることから請求者の当該期間当時の資格取得及び喪失の届出日並びに納付状況については確認することができない。
- 5 国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間に係る国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。上述の事務処理（平成7年10月2日）が行われた時点において、請求期間の保険料は、既に2年の時効が成立していることから、父親は、

請求期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

- 6 以上のことから、請求者の国民年金手帳記号番号「*」に係る被保険者記録のうち、請求期間については資格取得及び喪失事務処理が、平成7年10月2日に行われるまで、未加入であり、父親が保険料を納付した事実は確認できない上、請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。